

<b>議 案 名</b>	富士見市こども家庭福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について
<b>制 定 趣 旨</b>	子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、同法の規定を引用している富士見市こども家庭福祉審議会条例の一部を改正するものです。
<b>制 定 内 容</b>	子ども・子育て支援法第72条から第76条が削られることに伴い、条例第1条中、同法の引用条項を改正するものです。
<b>施 行 日</b>	令和5年4月1日

富士見市子ども家庭福祉審議会条例新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、富士見市子ども家庭福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、富士見市子ども家庭福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。</p> <p>2 (略)</p>